

## 会 議 録

### 1 会 議 名

平成14年度第3回住居表示審議会

### 2 議 題

- (1) 平成14年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案についての諮問・答申
- (2) その他

### 3 開催日時

平成14年10月7日(月) 午後1時30分～午後2時30分

### 4 開催場所

市役所庁舎 15C会議室 (15階)

### 5 出席した者の氏名

(委員) 岡本博志会長 作本亘副会長 森本由美委員 敷田信代委員 宮本清志委員  
豊島鈴子委員 鶴田伶子委員 西重機委員 森哲朗委員

(事務局) 総務市民局市民部長 前田市郎  
総務市民局市民部区政課長 松本博子  
門司区役所総務部総務課長 井上勲  
小倉南区総務部総務課長 山本達臣  
八幡西区総務部総務課長 安永剛  
総務市民局市民部区政課指導係長 瀬脇隆  
小倉南区総務部総務課選挙統計係長 中川裕二  
総務市民局市民部区政課事務吏員 溝口美保

### 6 会議経過

市民部長 : 大変ながらくお待たせいたしました。  
委員の皆様方もお揃いになられたようでございますので、ただ今より平成14年度第3回住居表示審議会を開会いたします。  
本日の会議の出席者は、委員12名中、9名でございます。  
したがいまして、北九州市住居表示審議会規則第7条第1項の会議の開催に必要な過半数の出席という条件は満たされており会議は成立しております。  
それでは、会長さん、議事をお願いいたします。

会 長 : それでは、議事に入らせていただきます。  
本日予定されております議題は、『平成14年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について』でございます。  
この件につきましては、市長から当審議会へ諮問を受けております。諮問書につきましては、その写しをお手元に配布しておりますが、事務局より読み上げさせます。

区 政 課 長 : それでは、『平成14年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について』諮問書を朗読いたします。

( 諮問書を朗読 )

会 長 : ただ今読み上げました諮問書につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

区 政 課 長 : 平成14年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案についてご説明します。

お手元にお配りしております諮問書の写しをご覧ください。

今回新町界町名案として諮問させていただきますのは、別図1の門司区吉志地区、別図2の小倉南区長行地区、別図3の小倉南区新道寺地区、別図4の小倉南区貫地区、別図5の八幡西区浅川地区の3区5地区でございます。

このうち、3地区に新町名の設定がございます。その他は、既存の町区域への編入でございます。

それぞれの区域の新町界線及び新町名の選定経緯等詳細につきましては、各区総務課長よりご説明いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

では、門司区の総務課長からよろしく願いいたします。

門 司 区 : 門司区の総務課長でございます。

別図1に沿いまして、ご説明させていただきます。

今回、門司区につきましては、町名として4町名、上から吉志一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町一丁目、吉志七丁目、ということで4町名。従来の名称としましては吉志一丁目と吉志七丁目が従来の名称でございます。新たに、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目というのを設定いたしました。

その理由でございますが、公称町名が大字吉志でございます。町内会名も全て吉志という名称がついておりますので、吉志という名称で落ち着かせていただきました。

順番に申し上げますが、吉志一丁目につきましては、既存の集落でございます。右手にございます吉志一丁目に新たに編入させていただきます。平成元年に吉志一丁目を施行していますが、今回実施します吉志一丁目の地区につきましては、従来の吉志一丁目と町内が全く同じでございます。吉志8町内ということで同じ町内に属しております。そういうこともございまして、地元から強い要望がございまして、吉志一丁目を選定させていただきました。

確かに県道門司行橋線を挟んで吉志一丁目ということになりますけれども、地元のほうから強い要望がございまして、同じ町内ということで、是非吉志一丁目ということでやらせていただきたいという要望がございまして、吉志一丁目とさせていただきます。

それから、一番下にございます、吉志七丁目でございます。ここは今地元が管理しています天疫神社というのがございます。ここは平成

14年施行しました吉志七丁目と同じ町内に属します。それもありまして、地元のほうからも吉志七丁目で設定して欲しいということで要望がございます。

それから吉志新町一丁目、二丁目でございます。これにつきましては、吉志土地区画整理事業区域内でございます。組合からの希望町名としましては、吉志中央、吉志山手、吉志新町の3案がございました。私どものほうで、新しい宅地開発ということでございますので、吉志新町ということで設定させていただきました。以上でございます。

区政課長： つづきまして、小倉南区総務課長、よろしく申し上げます。

小倉南区： 小倉南区でございます。

資料の3、資料の4でございます。実施地区は小倉の競馬場から西へ2.3km、小倉北区・八幡東区に囲まれた小倉南区で、高野から山あいを八幡東区槻田に抜ける市道高野長行1号線、通称平原林道といわれていますけれども、という位置でございます。実施面積は0.07km<sup>2</sup>で、世帯数は5世帯でございます。それから、新町界でございます。資料4をご覧ください。道路の側線、河川の側線、地番境で区切りまして、住居表示したいと考えております。

それから、新町名の選定理由でございます。高野四丁目に接してまして、土地の形状・面積からも高野四丁目に編入するのが適当ではないかと考え、地元もこの方向で了解を得ているところでございます。

続きまして、大字新道寺の一部についてご説明します。資料の5を使わせていただきます。実施地区の位置はいわゆる平尾台といわれている地区でございます。面積が1.28km<sup>2</sup>であります。世帯数が65世帯でございます。現在佳境でございますが、(仮称)平尾台自然の郷の整備事業が行われておりまして、順調に進んでおります。来年1月オープンというところでございます。

新しい町界でございますが、資料の6でございます。茶色の線が道路でございますが、道路それから地番の境で住居表示実施地区を確定したいと思っております。

町名でございますが、特に近年、観光地として平尾台という名前が広く定着してきております。さらに、旧来の小字や町内会名、平尾でございますけれども、これをつけたいというようなところから、新町名も平尾台を選定したいと考えております。地元からも同様の趣旨の強い要望が来ております。土地の形状からこれを3つの町とするのが適当ではないかと考えております。

続きまして、大字貫の地区についてご説明いたします。資料の7、資料の8でございます。実施地区は九州自動車道小倉東インターチェンジから南に約3.5km程行ったところ、貫山の麓に位置しています。面積は0.11km<sup>2</sup>でございます。貫弥生が丘団地の第2次開発地でございます。貫弥生が丘二丁目から山の斜面に接して宅地の造成中でございます。これは、11月の初旬に造成完了いたしまして、年明けから宅地販売の予定と聞いております。完成いたしましたら、全世帯入りすると161世帯になるというふうに聞いております。

新町界でございます。これも資料8でございますが、道路の側線、

河川の側線、それから地番境、これをもって確定したいと考えております。

新町名でございますが、既存の貫弥生が丘団地の第2次開発によるものでございますので、貫弥生が丘二丁目に接し、一体的な団地を形成することから、今回の部分につきましては貫弥生が丘三丁目を選定したいと考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。

区 政 課 長 : つづきまして、八幡西区総務課長、よろしく申し上げます。

八 幡 西 区 : 八幡西区の総務課長安永でございます、よろしくお願い致します。  
実施地区について概要を説明いたします。お手元の資料9をご覧ください。実施予定地域でございますけれども、八幡西区の北西部、JR折尾駅から北西約2kmのところ position してございます。北側は若松区、西側は水巻町に近接しております、総面積0.1km<sup>2</sup>の範囲でございます。平成14年の9月現在で個人住宅280所帯、それから20の事業所が存在をしているところでございます。

では、周辺につきまして資料9の写真を見ながら、ご説明をさせていただきます。Aの写真でございますけれども、実施地域の西側に接した宿ノ内川、これがガードレールに沿って流れております。今回実施地域は、左側の住宅のある部分でございます。それからBでございますけれども、中央へ通っている歩道は、実施地域を南北に走っている市道121号線に沿っております、市道の西側に事業所等が集まっているところでございます。それからCでございますけれども、右側に見えます信用金庫、これが実施地域の南側の端になっております。道路は121号線でございます。それからDでございますけれども、右手に見える道路は、実施地域の東側の境界になります。この地域の住宅はご覧のように高台に位置してございます。それからEでございますけれども、中央を通る道路が実施地域を東西に横切る市道頓田折尾線でございます。右手側の地域に集合住宅が近年相次いで建設されております。それからFでございますけれども、手前に見える道路が実施地域の東側の境界となっております。道路の向こう側が実施地域となりまして、住宅が立ち並んでおります。そういった状況でございます。写真を見てお分かりになると思いますけれども、平坦な場所、それから高台の地域など、地形的な変化に富んだ地域となっております。

次に実施地域の詳細について、ご説明いたします。次のページ資料9をご覧ください。実施地域でございますけれども、現在は大字浅川でございます。この周辺は、全て住居表示実施済みでございます。まず北側、これは緑の線、ア～ウでございますけれども、これは浅川日の峯二丁目との町界でございます。それから東側、これは赤色の線でございますけれども、浅川学園台一丁目、浅川二丁目、浅川一丁目との町界でございます。それから南側の線でございますけれども、藤原二丁目との町界でございます。それから西側、水色と赤色の線でございますけれども、水色の部分は浅川日の峯一丁目との町境、それから宿ノ内川との河川境でございます。赤色の部分は、浅川台一丁目との町境となっております。実施予定区域内の町界線の引き方、線引きで

ざいますけれども、東西を縦断する形となる市道頓田折尾線、これを町界線とさせていただきたいと思います。次に、町名の変更状況でございます。新町名を設定するには面積的には非常に狭い地域になっております。そういった判断から、市道頓田折尾線より北側を浅川二丁目、それから南側を浅川一丁目としまして、既存の町名に取り込むということでございます。地元との折衝の経過でございます。8月末に、自治会加入の地元関係者に集まってお話をいただきまして、説明会を実施いたしました。住居表示を実施すること、それから新町名を設定せずに既存の町名をつけることにつきましても、特に異論はなく了承を得たところでございます。9月の中旬、各関係町内会に、住居表示に関するお知らせを文書等で回覧をいたしました。10月の中旬、自治会の未加入所帯、事業所などを訪問いたしまして、来年の住居表示実施についてご了解を得たというところでございます。

区 政 課 長 : 以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 : ありがとうございます。  
ただ今の説明につきまして、何かご意見等はございませんか。

敷 田 委 員 : 浅川についてですが、新しい町名が浅川二丁目になる、宿ノ内川と大きな幹線道に囲まれたところは、浅川日の峯の方に入れるという案はなかったのでしょうか。

八 幡 西 区 : 浅川日の峯一丁目は、新しく新興住宅として開発されたところです。  
総 務 課 長 今度新しく浅川一丁目となる部分、宿ノ内川から右側ですが、ここはもともと浅川本村という、古くから皆さん方が住んでいるところでございまして、浅川日の峯一丁目とはあまり行き来がないようでございます。地元の皆さん方からも浅川二丁目の方にして欲しいというご要望がございましたので、そういう風にさせていただきました。

敷 田 委 員 : 分かりました。

会 長 : その他にございませんか。

森 本 委 員 : 小倉南区の町名に、貫弥生が丘二丁目が既にありますけれども、貫を頭につけた経緯をお聞きかせください。小倉南区にございます四季彩の丘という団地は沼新町に確かなっていると思います。町名が団地名になってないですね。どういう風に決められているのかを知識としてお聞きしたいのですけれども。

小 倉 南 区 : 貫弥生が丘の住居表示実施は平成6年位であり、分からないところ  
選挙統計係長 もあるのですが、元々ここは大字貫です。ということで貫というのは妥当なところだと思います。弥生が丘がついたのは、少々離れるのですが、遺跡が出るということがあったようで、そういったところを踏まえてつけたのではないかと思います。それから沼新町については、

確かに団地名は四季彩の丘でございますけれども、開発業者等と協議した結果そのまま団地名を使うよりも、元々の地名にちなんだ方がいいということもあって、沼新町ということになったと聞いております。

森本委員：　ということは、特にルールはなくて、その時の話し合いでその都度決めていくということなのですか。

区政課指導係長：　住居表示の新町名をつける場合に国が出しました基準というのがありまして、従来の伝統のある地名をできるだけ保存する、引き継ぐというというのが最初でございます。開発業者から新団地名で町名をつけたいという要望もありますが、本来のあるべき姿というものがございまして、調整しながらつけていくというのが実務的なやり方になっております。

市民部長：　貫弥生が丘につきましては、これをつける当初に弥生が丘という案もあったようでございます。それは元々の開発団地の名称ですが、先程瀬脇の方がご説明しましたように、住居表示法の本来の考え方は、その地域の伝統、歴史そういう文化といったものを勘案して、それを体系とした名称をつけるというのが原則でございます。その辺と調整しながら貫弥生が丘につきましても弥生が丘団地という案もございましたが、元々この地域、貫という地名でございますので、合わせまして貫弥生が丘ならばよろしいのではないかと、という議論があったように聞いております。以上でございます。

会長：　平尾台のところについて、念のためお尋ねします。一丁目から三丁目の数字の順番は住宅地の場合でしょうか。

小倉南区総務課長：　住居表示のルールと申しますか、区役所に近いところからつけていきます。そのルールに従っていきますと西側が一丁目になる形になります。

作本委員：　三丁目は家があるのですか。

小倉南区総務課長：　千仏鍾乳洞のすぐ近くにお宅が1軒ございます。

宮本委員：　門司についてですが、今度新しく住居表示を実施する区域が従来からある吉志一丁目に編入される。これは実際昔から同じ町内だったということですがけれども、このまたがっている道路はかなり大きな道路ですね、4車線の。こういう4車線という大きな道路をまたがって町名がついているところは他にあるのですか。

門司区総務課長：　基本的な住居表示の考え方としましては、大きな道路や大きな河川などに沿って町界を区切るのが本来のやり方です。私ども今回地元に入るときにはこういう大きな道路があるので、新しい町名でできないかと投げかけましたけれども、どうしても今まで同じ町内ということ

でみんな行き来しているものですから、吉志一丁目をはずれるのだったら今回住居表示はしなくてもいいと。

宮本委員：では、この新しい吉志一丁目の周辺はどうなるのですか、将来。

小倉南区  
総務課長：北側は区画整理で新しく開発されています。それより上は大字畑、大字吉志と大字畑のちょうど大字境で、吉志一丁目という町が設定されています。

宮本委員：大字吉志と書いてあるところは山ですか。

小倉南区  
総務課長：そちらは区画整理の事業区域に入っているんですが、まだ具体的に宅地開発をどこまでやるのかとかいう予定が見えていませんので、今の段階ではまだ。

宮本委員：将来開発されたときにここの部分がどうなるかというのがね。

小倉南区  
総務課長：新しく吉志新町一丁目なり二丁目なりに入っていくのが一番いいのですけれど。

宮本委員：道路が町内のなかを突き通ったわけですからね、こういう結果になったのでしょうか。分離帯のある4車線のかなり広い道路ですけど。

鶴田委員：陣原と瀬板も同じですね。町名はちがいますが、3号線をはさんで自治区会は同じです。瀬板側から3号線を渡ってくるのは大変です。瀬板は高齢の方が多いので、自治区会を分離したらいいなという案も昔から出てますが、区会が新しくひとつできるかということ、なかなかできませんね。

会長：ご発言も出尽くしたようでございますので、諮問についてお諮りいたします。

『平成14年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について』の諮問については、原案どおり答申することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長：ご異議もないようでございますので、ただ今諮問を受けました事項につきまして適当と認め、原案どおりこれを答申いたしたいと思えます。以上で、本日予定しておりました議題は終了いたします。つづきまして、事務局より報告事項がございます。

区政課長：事務局から皆様方にご報告をさせていただきます。住居表示地区の町区域の変更についてでございます。

住居表示に関する事項ではございませんので、本審議会の議題ではございませんけれども、市町村内の区域に関する重要な事項でござい

ますのでご報告をさせていただきたいと思えます。

資料の11で、赤い色鉛筆で塗っている部分がございます。ここはいま石田南一丁目の10番街区になります。この地域は、昭和58年の6月1日に住居表示を実施している地域でございます。当時この地域は山でございました。その後宅地開発されまして、現在のような状況になっております。順次宅地開発されてきました関係で、今赤で塗っております石田南一丁目の10番街区、これは従来石田南一丁目として、一つの山の断面であったわけですがけれども、現在この地域は他の石田南一丁目と分断されている形になっております。そのために、宅配便が届かないとかタクシーを呼んでもなかなか来ないというような不便が生じておまして、現在では石田南一丁目というよりも、山手三丁目の18番街区と生活圏が同じである状況がござっております。資料の12をご覧ください。写真をお付けしております。写真Aはここが山になっておまして石田南一丁目の3番と完全に分断されている状況でございます。写真Bは山手三丁目の方から現在の石田南一丁目の住居を写したものでございますけれども、山手三丁目の方と石田南一丁目の5軒の所帯は繋がっている状況でございます。写真Cは石田南一丁目の9番の街区から町名を変えたいという10番の街区を写したものです。このように池がございまして9番街区から10番街区へは行けないという状況でございます。写真Dは10番街区から写したものでございまして、10番と9番の街区が、真中の道路を挟んで繋がっているという状況がおわかりいただけると思えます。このように、現在の石田南一丁目の10番街区は石田南1丁目の他の区域と完全に遮断されている状況でございます。10番街区の住民の皆様が山手三丁目への編入を希望されておられます。つきましては、12月市議会におきまして、この石田南一丁目と山手三丁目の町区域の変更について議案をお諮りいたしまして、市議会の議決後、県知事への届け出等の手続を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご報告をさせていただきました。ちなみに最近の町区域の変更事例といたしましては、平成13年の2月に八幡西区の香月西一丁目と香月西三丁目の町区域、これは宅地開発に伴うものでございますけれども、これを、町区域の変更をいたしております。

ご報告、以上でございます。

会 長 : ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

宮 本 委 員 : 教えてもらいたいのですけれども、石田南の住居表示の時に、行き来ができないのに、なぜこの区域を石田南一丁目に入れたのですか。

区 政 課 長 : 当初石田南一丁目のこの辺りは全部山でしたので、字境で町区域を定めたため、このような状況になっております。

作 本 委 員 : ここは、水路ですね。この写真のBを見ると。これは完全に水路で分断されていますね。当然のことですね。地元にも説明済みですか？

区 政 課 長 : 地元から変えて欲しいと言う要望がございまして、こちらの方も調

查いたしましたところ、完全に分断されているという状況でございましたので。

作 本 委 員 : 早急にやってください。

西 委 員 : 基本的なことでもいいですか。新町名一覧表の基本的なことを聞きます。ひとつは街区数というのの数え方、ふたつめは世帯数が9月現在と平成15年6月1日予定と二種類ある理由、みつつめはここで審議した末吉市長の諮問案の今後の決定の予定、見通しですね。

区 政 課 : 街区数でございますが、町の中に何番というのがあります。何番何号の何番、これが街区となるわけで、その街区が吉志一丁目には5つあります。街区にふったフロンテージ、目安でございますが、その目安に玄関が面しているところがその家の住居番号、何番何号の何号になるといような仕組みになっております。町名案を議会でご承認いただきまして、それを県に届けましてその後市の方において街区と住居番号をつけるというような段取りになっております。それから世帯数でございますが、例えば小倉南区の新町名一覧表をご覧ください。貫弥生が丘三丁目は平成14年9月現在は0となっております。これは、現在は0世帯でございますが、先程総務課長より申し上げましたように、業者がその土地を販売いたしまして、家が建つと平成15年の6月1日、住居表示が実施される6月1日時点では、161所帯が、貫弥生が丘三丁目に住んでいらっしゃる、という見込みでございます。

9月議会では住居表示を実施すべき区域を定めまして、今日ご審議いただきました名称を、12月議会にお諮りいたします。実施は来年の6月1日でございます。毎年9月議会にこの地域で住居表示を実施するということを第2回の住居表示審議会でご審議いただき、ご答申いただきました案を9月議会にお諮りしております。9月議会で議決されますと、次にその地域の名称は何にするかということで第3回の住居表示審議会、今回でございますけれども、ご審議いただき、ご答申いただきました案を12月議会にお諮りします。12月議会でご承認いただきますとそれを県に届出をいたします。県の告示等を経まして市の方においては街区番号や住居番号をつけまして、来年の6月1日実施に備えるという形になっております。

森 本 委 員 : ひとつ確認したいことがあるのですが、小倉南区の住居表示で山手と星和台の境が分かりにくいのですが、どうしてわかりにくくなっているのかを教えてください。ひとつの団地のような気がするのですが。

小 倉 南 区 : 確認しまして、後日ご説明させていただきます。  
総 務 課 長

会 長 : 何かこの他にご発言はございませんか。事務局の方から何か発言はございませんか。

市民部長：本日、ご審議のうえ答申をいただきまして、ありがとうございました。今後とも、委員の皆様のご意見を十分尊重しながら事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長：それでは、本日の審議はこれもちまして終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

7 傍聴者  
0名

8 問い合わせ先  
総務市民局市民部区政課指導係（瀬脇、溝口）  
電話番号 093 - 582 - 2107